

【改正後全文】

雇児発0731第1号
社援発0731第3号
平成21年7月31日

【第一次改正】 雇児発0802第4号
社援発0802第2号
平成23年8月2日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について

標記の基金の造成のための交付金の交付については、平成21年7月1日厚生労働省発社援0701第12号厚生労働事務次官通知「平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の交付について」の別紙「平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）を通知したところであるが、当該基金の運営については、別紙「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領」を定め、平成21年5月29日から適用することとしたので通知する。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

第1 通 則

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

（1）基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

（2）基金の設置方法

都道府県は基金を設置するにあたり、次の事項を条例等において規定するものとする。

ア 基金の設置目的

イ 基金の額

ウ 基金の管理

エ 運用益の処理

オ 基金の処分

（3）基金事業の実施

ア 基金事業計画の作成等

（ア）指定都市、中核市又は市町村（特別区を含む。）（以下「市町村等」という。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「特別対策事業計画」という。）を平成21年10月末までに策定し、別紙様式1により都道府県に報告するものとする。

（イ）都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業計画を平成21年10月末までに策定するものとする。

（ウ）都道府県は、必要に応じ市町村等が策定した特別対策事業計画及び都道府県の特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画（以下「基金事業計画」という。）を平成21年10月末までに策定し、別紙様式2により、速やかに厚生労働大臣に報告するものとする。

イ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村等が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。

ウ 基金事業計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業計画を見直すことができるものとし、見直し後、速やかに厚生労働大臣に報告するものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（(4)により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

ア 基金事業及び特別対策事業の事業実施期限までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限から起算して3ヶ月間を限度に基金事業を延長することができる。（この場合は、精算手続がすべて完了したうえで基金の解散を行うものとする。）

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)のアの(ウ)の「23年度末」を「事業実施期限の翌日から起算し3ヶ月後」と読み替えるものとする。

イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式3により、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の事業実施状況報告については、(7)のイによるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金による特別対策事業」の1に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等の資産を形成する事業

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業

オ その他施設整備として適当と認められない事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村等とする。

また、都道府県及び市町村等は、事業者への助成等により、事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村等が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

ア 市町村等は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村等から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該市町村等に対し助成金の助成を行うものとする。

ウ 都道府県は、イの助成決定に基づき基金を取崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村等に対し助成金を助成するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村等は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ウ イに基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村等は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ア 対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- イ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- オ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を特別対策事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- カ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 都道府県が市町村等又は民間事業者に対して助成する場合

都道府県は、市町村等または民間事業者が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ア 特別対策事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- イ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難にな

った場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 基金事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。

(ア) 事業者が市町村等の場合

特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(イ) 事業者が民間事業者の場合

特別対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が民間事業者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 市町村等がアからクにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

コ オにより付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

サ 事業者が民間事業者の場合、上記アからコの条件に加え、以下の条件を付さなければならない。

(ア) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(イ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(ウ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(3) 事業者に対し市町村等が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村等が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、市町村等に対し次の条件を付さなければならない。

ア (2) のイ、ウ及びエに掲げる条件

イ 市町村等が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の(ア)から(サ)の条件を付さなければならない。

(ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村等の長（以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

- a 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- b 建物等の用途
- c 利用定員

(イ) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村等に納付させることがある。

(カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村等に納付させることがある。

(ク) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(ケ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村等が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ ウにより付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) (2) のカ及び (3) のエにより付した条件に基づき市町村等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (5) (2) のケ及び (3) のオにより付した条件に基づき市町村等から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 助成額の算定方法

- (1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。
- なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ア 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別紙1の5及び別紙2の5に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ 別紙1の5及び別紙2の5に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。
- ウ 事業ごとに、アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2に掲げる基金の補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村等及び民間事業者が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は、交付要綱に基づき交付決定された交付要綱の4の(1)及び(2)の区分ごとの交付額については、特別対策事業を実施するに当たり、区分を超えて配分の変更を行って差し支えないものとする。
- (3) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行之、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。
- (4) 都道府県は、毎年度上半期及び下半期並びに決算終了時に、別に定めるところにより、基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

別添

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金による特別対策事業

1 「特別対策事業」は、次に掲げる事業をいう。

項目	事業内容
耐震化整備事業 (別紙1)	地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備を図る。
スプリンクラー整備事業 (別紙2)	消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設備が義務づけられたこと等に伴い、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

2 補助率

ア 保護施設、障害関係施設（知的障害児施設、盲ろうあ児施設（入所）、肢体不自由児施設（入所）及び重症心身障害児施設（以下、「障害児施設」という。）を除く。）

基金	都道府県・指定都市・中核市	設置者
1/2	1/4	1/4

イ 障害児施設の場合

基金	都道府県・指定都市・中核市	設置者
1/2	1/4	1/4

ウ 児童関係施設（障害児施設を除く。以下、同じ。）の場合

	基金	都道府県・指定 都市・中核市・ 市町村	設置者
公立	1 / 2	1 / 2	—
民立	1 / 2	1 / 4	1 / 4

エ 財政上の特別措置

次の表の①欄に区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には上記のア～ウに関わらず読み替えて適用する。

区分 ①	対象施設の種類の ②	補助率		
		公立の児童関係 施設の場合	その他の施設の場合	
		基金	基金	都道府県 指定都市 中核市 市町村
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	救護施設、更生施設、障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、知的障害児施設	—	2 / 3	1 / 6
	乳児院	2 / 3	2 / 3	1 / 6
	助産施設、母子生活支援施設	3 / 4	3 / 4	1 / 8
	重症心身障害児施設	—	8 / 10	1 / 10
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	5.5 / 10	5.5 / 10	2.5 / 10
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2 / 3	1 / 6
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2 / 3	2 / 3	1 / 6
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2 / 3	1 / 6
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2 / 3	2 / 3	1 / 6

3 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、平成23年度中に施設整備に着手した場合には、施設整備が完了する月の末日又は施設整備が完了する年度末のいずれか早い日とする。

(別紙1)

耐震化整備事業

1 目的

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

3 対象施設

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法第38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等(医療法人を除く。))
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通所寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人

区 分	設 置 者
精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等)
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設 (児童福祉法第7条)	都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人
児童相談所一時保護施設 (児童福祉法第12条の4)	都道府県・指定都市・児童相談所設置市
婦人保護施設 (売春防止法第36条)	都道府県、社会福祉法人
婦人相談所一時保護施設 (売春防止法第34条第4項)	都道府県

4 補助の要件

(1) 対象施設のうち、対象となる整備区分は次のとおりとする。

区 分	対象整備区分
救護施設、更生施設、 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、 婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	改築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
障害者支援施設、知的障害児施設、 盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所)、 重症心身障害児施設	改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、 身体障害者授産施設(入所)、 知的障害者更生施設(入所)、 知的障害者授産施設(入所)、知的障害者通働寮、 精神障害者生活訓練施設、 精神障害者授産施設(入所)	大規模修繕
精神障害者退院支援施設	改築 大規模修繕

(2) 整備区分の定義は次のとおりとする。

整備区分	整備内容
改築	既存の施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
増改築	耐震化改築整備に併せ、現在定員の増員を図ること。
大規模修繕	既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」を準用し、改築整備（一部改築を含む。）をすること。

5 補助基準

(1) 次により算出した額

ア. 改築、増改築、老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものを含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

イ. 大規模修繕

1 種 目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>次のいずれか低い方の価格を基準に都道府県知事が認めた額とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

6 基準単価（事業費ベース）

(1) 保護施設（定員1人当たり基準単価）

本体工事費補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類		A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
救護施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707
更生施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

解体撤去工事費補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	標 準	都 市 部
救護施設	380	399
更生施設	380	399

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	標 準	都 市 部
救護施設	688	722
更生施設	688	722

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

積雪寒冷地域体育施設に係る補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	基 準 額
救護施設、更生施設	68,800

地域交流スペース基準単価(定額)

(単位:千円)

施設の種類	地域交流スペース	防災拠点型
救護施設、更生施設	27,120	37,390

(2) 障害関係施設（1施設当たり基準単価）

(単位:千円)

事業(施設)の種類		利用定員	補助基準額(事業費ベース)	
			標準	都市部
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	40人以下	140,600	147,600
		41人～60人	234,000	245,700
		61人～80人	328,700	345,000
		81人～100人	423,400	444,500
		101人～120人	517,000	542,800
		121人～	611,600	642,100
	施設入所支援加算	40人以下	113,500	119,200
		41人～60人	189,400	198,800
		61人～80人	266,400	279,700
		81人～100人	342,200	359,200
		101人～120人	419,400	440,300
		121人～	495,100	519,800
	就労・訓練事業等整備加算	—	54,000	56,700
	短期入所整備加算(入所のみ)	—	12,500	13,200
	発達障害者支援センター整備加算	—	17,200	18,000
退院支援施設整備加算	40人以下	65,700	68,900	
	41人～60人	98,200	103,100	
障害児施設(入所)	本体	40人以下	254,300	267,000
		41人～60人	423,400	444,500
		61人～80人	595,400	625,100
		81人～100人	765,900	804,100
		101人～120人	936,600	983,300
		121人～	1,107,000	1,162,300
	就労・訓練事業等整備加算	—	54,000	56,700
	短期入所整備加算(入所のみ)	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター整備加算	—	17,200	18,000	
解体撤去工事費	—	16,400	17,200	
仮設施設整備工事費	—	29,500	30,900	

(注)1 「都市部」は、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、「都市部」単価を適用すること。

3 本体単価、各種加算、解体撤去費及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とすること。

(3) 児童関係施設 (定員1人当たり基準単価)

<本体工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

(単位:千円)

	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護所	4,830	4,620	4,370	4,160
助産施設	7,260	6,930	6,610	6,280
乳児院	5,950	5,690	5,400	5,110
母子生活支援施設	18,180	17,310	16,460	15,580
児童養護施設	7,490	7,130	6,770	6,440
情緒障害児短期治療施設	9,640	9,180	8,720	8,260
(通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
児童自立支援施設	10,560	10,070	9,560	9,070
(通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
婦人相談所一時保護所	7,600	7,220	6,860	6,500
婦人保護施設	10,130	9,670	9,180	8,690

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※母子生活支援施設、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設については、「1人当たり」を「1世帯当たり」と読みかえる。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

(単位:千円)

	解体撤去工事	仮施設整備工事
児童相談所一時保護所	220	400
助産施設	360	660
乳児院	210	370
母子生活支援施設	760	1,370
児童養護施設	320	580
情緒障害児短期治療施設 (入所、通所)	370	690
児童自立支援施設 (入所、通所)	460	820
婦人相談所一時保護所	210	390
婦人保護施設	440	790

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※母子生活支援施設、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設については、「1人当たり」を「1世帯当たり」と読みかえる。

7 その他

(1) 耐震改修又は耐震補強のための整備は、施設入所者の安全性を確保する観点から、建築後の経過年数、老朽度等を重視した整備に努めること。

(2) 財産処分の承認の取扱い

この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号）による財産処分の承認手続き等が必要であるので、各地方厚生（支）局と事前に相談すること。

(別紙2)

スプリンクラー整備事業

1 目的

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等に伴い、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

既存施設のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の対象施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設に対しスプリンクラー整備を図るものである。

3 対象施設

(1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設

区 分	設 置 者
救護施設 (生活保護法第38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等(医療法人を除く。))
肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人

区 分	設 置 者
短期入所事業所 (障害者自立支援法第5条第8項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等)
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人
乳児院 (児童福祉法第7条)	都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人

(2) 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者又はこれと同様の者が利用する施設

区 分	設 置 者
共同生活介護事業所(ケアホーム) (障害者自立支援法第5条第10項) 共同生活援助事業所(グループホーム) (障害者自立支援法第5条第16項)	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人等(当該法人が当該事業に係る施設を賃貸して運営する場合を含む。)
精神障害者福祉ホームB型 (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
福祉ホーム (障害者自立支援法第79条第2項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等)

4 補助要件

- (1) 消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設備基準及びこれらに準じた措置に基づいて設置すること。
- (2) スプリンクラー整備が設置困難で、その代替としての性格を有するパッケージ型自動消火設備が整備されている場合を除く。

5 補助基準（事業費ベース）

基準額	対象経費
1㎡当たり基準単価×都道府県が認めた面積	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費

6 基準単価（1㎡当たり）

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設 18,000円
- (2) 延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設 34,000円

7 その他

スプリンクラー整備が以下の理由により困難な場合は、パッケージ型自動消火設備を設置することを認め、同様の取り扱いとすること。

- ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合
- イ 建物の構造上配管工事が困難である場合
- ウ スプリンクラー整備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合
- エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

特別対策事業実施計画

(都道府県、指定都市、中核市、市町村)

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
1 耐震化整備事業分				
2 スプリンクラー整備事業分				
計				

特別対策事業実施計画

(都道府県、指定都市、中核市、市町村)

都道府県名

市町村等名

(単位:千円)

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
1 耐震化整備事業				
2 スプリンクラー整備事業				
計				

基金事業計画

事業名

都道府県名

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
都道府県事業				
指定都市、中核市、市町村事業				
〇〇市				
△△町				
□□村				
計				

(注1) 指定都市、中核市、市町村事業は内訳として、各市町村ごとに計上してください。

(注2) 「1 耐震化整備事業」、「2 スプリンクラー整備事業」及び「1+2の合計」別に作成してください。

(別紙様式3)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額		

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内容を添付すること。

3 基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
	千円	
合計額		

(注) 別添の特別対策事業の事業内容に記載されている事業ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

4 事業実施状況

【施設数】

	改築	増改築	大規模修繕	老朽民間社 会福祉施設 整備	スプリンク ラー 整備
保護施設(小計)					
救護施設					
更生施設					
障害関係施設(小計)					
障害者支援施設					
身体障害者更生施設					
身体障害者療護施設					
身体障害者授産施設(入所)					
知的障害者更生施設(入所)					
知的障害者授産施設(入所)					
知的障害者通勤寮					
精神障害者生活訓練施設					
精神障害者授産施設(入所)					
知的障害児施設					
盲ろうあ児施設(入所)					
肢体不自由児施設(入所)					
重症心身障害児施設					
精神障害者退院支援施設					
短期入所事業所					
共同生活介護事業所					
共同生活援助事業所					
精神障害者福祉ホームA型					
福祉ホーム					
児童関係施設(小計)					
助産施設					
乳児院					
母子生活支援施設					
児童養護施設					
情緒障害児短期治療施設					
児童自立支援施設					
児童相談所一時保護施設					
婦人保護施設					
婦人相談所一時保護施設					
合計					

(注) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、年度中に施設整備を完了した施設数の合計を整備区分ごとに記入すること。

【執行額】

	改築	増改築	大規模修繕	老朽民間社 会福祉施設 整備	スプリンク ラー 整備
保護施設(小計)					
救護施設					
更生施設					
障害関係施設(小計)					
障害者支援施設					
身体障害者更生施設					
身体障害者療護施設					
身体障害者授産施設(入所)					
知的障害者更生施設(入所)					
知的障害者授産施設(入所)					
知的障害者通勤寮					
精神障害者生活訓練施設					
精神障害者授産施設(入所)					
知的障害児施設					
盲ろうあ児施設(入所)					
肢体不自由児施設(入所)					
重症心身障害児施設					
精神障害者退院支援施設					
短期入所事業所					
共同生活介護事業所					
共同生活援助事業所					
精神障害者福祉ホームB型					
福祉ホーム					
児童関係施設(小計)					
助産施設					
乳児院					
母子生活支援施設					
児童養護施設					
情緒障害児短期治療施設					
児童自立支援施設					
児童相談所一時保護施設					
婦人保護施設					
婦人相談所一時保護施設					
合計					

(注) 当該年度中に、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、交付した交付額の合計(工事の完了を問わない。)を整備区分ごとに記入すること。